

2012年9月12日

**社団法人日本ツーバイフォー建築協会からの要請による
国土交通大臣認定不適合施工の調査実施について**

三菱地所ホーム株式会社

弊社は現在、新聞報道が成されている木造準耐火建築物における国土交通大臣認定の不適合施工に関して、社団法人日本ツーバイフォー建築協会からの要請を受け、弊社が施工した準耐火建築物について次の通り調査を行っております。

1. 不適合の内容

一般社団法人 石膏ボード工業会取得の大臣認定に関する部分

- ・ 枠組壁工法（ツーバイフォー工法） 間仕切壁 45分 準耐火構造（QF045BP-9071）
- ・ 枠組壁工法（ツーバイフォー工法） 間仕切壁 1時間 準耐火構造（QF060BP-9072）

上記の2つの国土交通大臣認定における、ねじの種類の不適合。

2. 不適合施工の可能性がある対象建物

当社が施工を請け負った「準耐火建築物」の一部。

*準耐火建築物とは主要構造部が準耐火構造またはそれと同等の準耐火性能を有するもので、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を有する建築物のこと。

なお、1時間準耐火構造は、木造の3階建て共同住宅等に用いられます。

3. 今後の対応

- ・ 調査の結果、本件に該当することが判明したオーナーの皆様には、個別に書面にてご連絡を差し上げると共に、特定行政庁からの指導に基づき適切な対応を行ってまいります。
- ・ 対象建物に関しましては、既に施工済みの方法で性能上問題ないことの確認を行い、速やかに新たな大臣認定を取得する予定です。

なお、この手続きは社団法人日本ツーバイフォー建築協会を中心に進めてまいります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

◆三菱地所ホーム株式会社

アフターメンテナンス受付センター

フリーダイヤル 0120-33-6161 (9:30~18:00)